

過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

「適切に作業を行うことができる技能を有する者」についての関係法令は、次のとおりです。

水道法施行規則

第36条 法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

※該当する□に☑をつけてください。

□「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施工する → 下記の表に記載してください。

□「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施工しない → 下記の表への記入は不要です。

過去1年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

技能を有する者の氏名 (公表対象外)	配水管への分水栓の取付・ せん孔、給水管の接合、い ずれの経験の有無	保有している資格の有無		工事 年度
		保有している資格の区分 下記欄外の①～④の番号を参照		
	□経験あり (年～ 年) □経験なし	□有 □無	□① □② □③ □④ □その他 ()	
	□経験あり (年～ 年) □経験なし	□有 □無	□① □② □③ □④ □その他 ()	
	□経験あり (年～ 年) □経験なし	□有 □無	□① □② □③ □④ □その他 ()	
	□経験あり (年～ 年) □経験なし	□有 □無	□① □② □③ □④ □その他 ()	
	□経験あり (年～ 年) □経験なし	□有 □無	□① □② □③ □④ □その他 ()	
	□経験あり (年～ 年) □経験なし	□有 □無	□① □② □③ □④ □その他 ()	

上記内容の公表の可否 □可 □不可

※公表には市ホームページ等への掲載を含みます。

※公表を可としている事項であっても、公表しないことがあります。

※資格を証明する書類(資格証等)の写しを添付してください。

※資格の区分 ①～④の保有する資格は次のとおりです。

- ①水道事業者等によって行われた試験・講習により資格を与えられた配管工(配管技能者、その他類似の名称のものを含む)
- ②職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条に規定する配管技能士
- ③職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
- ④公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者

(配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定)